

神河町立小学校及び中学校の今後の在り方について（答申）

（案）

神河町学校教育審議会

令和8年3月

## 目 次

1. 神河町立学校適正規模・適正配置方針の答申にあたって・・・ P 1
2. 提言の期間・・・ P 2
3. 学校数と児童生徒数の変化・・・ P 2
4. 神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、望ましい1学級当たりの人数  
・・・ P 3
5. 神河町立小学校の校区の考え方・・・ P 7
6. 神河町立小学校及び中学校における小中連携・接続の考え方・・・ P 12
7. 今後の課題・・・ P 15
8. 参考資料・・・ P 18

## 1. 神河町立小学校及び中学校の今後の在り方についての答申にあたって

全国的に人口減少社会が到来しており、多くの市町において少子化・人口減少や高齢化がさらに進むことが予測されており、児童生徒数の減少が進む中、教育環境の改善・充実が求められています。

神河町では、「第2次神河町長期総合計画」(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)及び「神河町第3期人口ビジョン並びに地域創生総合戦略まちづくりビジョン」(令和7(2024)年度～令和10(2028)年度)に基づいて教育を含む地域創生に取り組んでおられます。

教育については、第3期「かみかわ教育創造プラン」の成果と課題を踏まえ、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間における神河町の教育の指針となる第4期「かみかわ教育創造プラン」を策定し、その充実に取り組まれているところです。

しかしながら、神河町における近年の出生者数をみると急減しており、いずれの学校においてもさらに児童・生徒数が減少し小規模化が進むと予測されています。

神河町においては、これまで小学校、中学校の統合・再編の取組が進められ、令和7年度現在、小学校は3校、中学校は1校となっております。

本審議会は、令和7(2025)年10月16日に神河町教育委員会から「神河町立小学校及び中学校の今後の在り方について」諮問を受けました。

以来、本審議会で町内小中学校の児童生徒数及び今後の推移、それぞれの小・中学校における教育の現状や地域の状況等を考慮し、令和8(2026)年3月まで計5回にわたり慎重に議論を重ねてきました。

### 諮問内容

- 1 神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、望ましい1学級当たりの人数
- 2 神河町立小学校の校区の考え方
- 3 神河町立小学校及び中学校における小中連携・接続の考え方

このたび、この諮問について提言を取りまとめたので、ここに答申します。

## 2. 答申における提言の期間

今後、神河町における状況の変化だけでなく、国・県の学級編制基準や教育制度の変革、社会情勢の変化によって学校教育を取り巻く環境が今後大きく変化することも考えられます。

また、第4期「かみかわ教育創造プラン」が令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画となっています。

これらのことを考慮すると、この答申における提言期間については概ね5年間とすることが望ましいと考えます。

## 3. 学校数と児童生徒数の変化

昭和40年代、旧神崎町および旧大河内町には計11校（小学校9校、中学校2校）がありました。平成17年の合併直前には、越知谷第二小学校と越知谷第一小学校を統合し越知谷小学校が設置され、10校となりました。

平成17年11月に神河町が誕生した後、同年に上小田小学校が寺前小学校に統合され、平成22年度には神崎中学校と大河内中学校を統合し神河中学校が設置されました。さらに、平成23年度には川上小学校が長谷小学校に統合、平成24年度には大山小学校と栗賀小学校を統合し神崎小学校を設置、同年度中に南小田小学校が寺前小学校に統合されました。令和元年度には越知谷小学校が神崎小学校に統合され、令和7年現在では小学校3校、中学校1校の計4校となっています。

児童・生徒数の推移を見ると、昭和40年には小学校の児童数は1,839人、昭和41年には中学校の生徒数は1,044人でした。しかし、その後急激な減少が続き、令和7年度には小学校の児童数は425人、中学校の生徒数は217人と、昭和40年代から合計で2,241人減少しています。この傾向は今後も続くと思われま

#### 4. 神河町立小学校・中学校の望ましい学級数・望ましい1学級当たりの人数

##### (1) 国の規準

学校規模の標準は、学級数により設定されており、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」が標準とされていますが、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでないと示されています。

※学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

「第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

「第 4 条 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、…であること。

また、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成 27 年 1 月 27 日）では、小学校における学校規模の標準（12～18 学級）を下回る場合の対応の目安が整理されるとともに、以下の課題や影響、利点やメリットが示されています。

- ・学級数が少ないことによる学校運営上の課題
- ・複式学級となる場合の課題
- ・各学年で複数の学級を編制できる場合に一般的に言われる利点
- ・教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題
- ・学校運営上の課題が児童生徒に与える影響
- ・小規模校の一般的に言われるメリット

その上で、「望ましい学級数の考え方」については以下のように示されています。

こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となる。

また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられる。

## (2) 神河町立小・中学校の学級数、1学級当たりの人数の現状

3校ある小学校については、いずれも国の示す適正規模の範囲内（小学校：12学級～18学級）にある学校は無く（1校は複式学級）、1校ある中学校についてのみ国の示す適正規模の範囲内（6～11学級）にあります。

また、いずれの学校も1学級当たりの人数は減少傾向にあります。

### 【審議会での各委員の主な意見】

- 複式学級・過少人数の学級を容認する発言
  - ・少人数の学校があるということに納得して移住されている方もいる。
  - ・今いる長谷小の保護者は、「複式学級の解消」のためではなく、「長谷小学校という学校で学ばせたい」という思いである。
- 一定の人数がいれば少人数の学級も容認する発言
  - ・自分自身が小学生だった時のことを思い起こしてみると、1学年1学級、1学級10数人の時代だったが楽しく過ごせた。
- 一定の人数がいる学級の方が好ましいとする発言
  - ・教える立場のものとしては、一定の人数がいる方が意見も出て豊かな学び合いができ、行事等の活動の幅も広がる。
- 複数の学級があることが望ましいとする趣旨の発言
  - ・クラス替えが毎年ある学校は子どもたちがとても新鮮で、高め合いもできているという雰囲気がずっと培われている。
  - ・学年が1クラスだけだと、最後までこじれてしまい、人間関係を上手く直せないまま6年間過ごさなければならなくなるケースもある。
  - ・これまでの経験を振り返ると、1クラス30人程度で3学級の学年が望ましいと考える。この規模であると、ベテラン・中堅・若い先生といったいろんな立場の先生に指導してもらえたり、小学生であっても迫力のある活動、様々な意見に接する機会、様々なクラブ活動などの経験、子どもどおしのみならずクラスなど集団としての切磋琢磨の機会を経験することなどが可能になる。
  - ・3クラスあれば、人間関係に課題が生じた子どもたちが隣どおしになることを回避することも可能になる。
  - ・「子どもは未来からの留学生」と言われる。すでに今までの経験則だけでは捉えきれない社会になりつつあり、そのような時代を生きる子どもたちには、限定をしてしまうような環境に置くのではなく、「どういう力をつけたいか、つけなければならないか」ということを念頭に置きながら、学習指導要領とか様々な教育施策を踏まえた上で、環境を整備していくことが望まし

い。

○ 複式学級・過少人数の学級には懸念を感じる趣旨の発言

- ・複式学級の学校では人数が少ないことから、授業の中で子どもたちが意見を出し合い、もみ合い、高まっていくということは難しい。
- ・高学年の子がいないときは子どもたちだけの集団で遊びをすることができない。子どもたちだけで遊ぶ力、ルールを決めたりするという力もつける必要がある。
- ・地域で大切にされている一方、同級生がいないと友達関係の中で認めたり認められなかったりという関係がない。
- ・1クラスの人数の下限は1人になるが、1対1の授業を望むほとんどの保護者は、自分の子どもの特性を考えられて、ということがある。しかし、学校の先生が授業しやすいとか、子どもも過ごしやすい人数というのはやはりある。
- ・すでに長谷小学校は複式の下限を超えており、寺前小学校も数年後には複式になるのが見えはじめているので「複式になったときには学校をどうするか」ということをきちんと明言し、決断を下していく時期が来ている。

○ 学力・人間関係の観点からの発言

- ・人数が少なすぎると委員会活動などの特別活動で社会性や自治能力を育てていく際、子どもたちの力を伸ばしきれない。また学校行事も教員が入らないと成立しない。
- ・一人で学習している教科、学年では、話し合い活動とか多数の意見を聞いて分析していくという学習が成り立たない。
- ・「望ましい学級数や人数」は、学校教育として授業や教育活動の中で「学力、人間関係力をしっかりつけていくこと」、「授業をきちんと成立させること」、「いろいろな考え方をを持った人が集まって対話的な学習を展開していき、その中で合意形成を図る協働的な学び」ができる条件や環境を整えられるという視点から考えていく必要がある。

他の意見は、【別添】審議会での各委員の主な発言 参照

他の市町の中には、国の示す適正規模を下回ることを可能な限り回避することを基本的な考え方として、現在、学校の統合を進めているところもあります。

神河町でも、合併前の旧町の時代からそれぞれにおいて学校の統合が行われ、合併後も小学校、中学校の統合を進めてこられました。

なお、越知谷地域においては、旧神崎町の時期である1991年度から、県外を含む町外の小学生を山村留学生として受け入れるなど、複式学級の解消とあわせて、移住・定住につながる町づくりの一翼を担う取組みを進めるという努力も

されてきました。しかしながら、この山村留学制度については、この間の少子化、高齢化の進行や就業構造の変化による受け入れ家庭の確保が難しくなっていたなどの状況があり、越知谷小学校の閉校を機に2019年度で事業を終えています。

神河町ではその後も児童・生徒数の減少はさらに進み、現在の町内小中学校の学級数をみると、国の基準として示されている「適正規模」の範囲内にあるのは中学校1校のみで、小学校は3校とも国の示す適正規模をすでに下回っています。

小学校、中学校ともに1学級に一定の児童生徒数があることにより、子どもたちが多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばすことができると考えます。

また、各学年に複数の学級が設置できれば年度ごとにクラス替えが可能になり、一層多様な考え方に触れたり切磋琢磨の機会が増えるとともに、成長段階で時に発生する児童生徒の関係性の課題克服の機会にもなると考えます。

加えて、教職員配置においても、すべての子どもたちに等しく、望ましい学校教育を行うためには一定の教職員数を確保することが必要ですが、その数は児童生徒数が算定の基礎となっています。

しかしながら、神河町の出生者数の推移をみると、今後、小・中学校ともに学級数は減少し単学級の学年が増加することに加え、1学級当たりの人数も減少傾向にあることが予測されています。

これらを踏まえ、神河町立小中学校の望ましい学級数・望ましい1学級当たりの人数については、次のとおり提言します。

## 提言内容

- ① 小学校、中学校ともクラス替えができる1学年2学級以上が望ましい。
- ② しかしながら、現段階の神河町の出生者数等を考慮すると、小学校は1学年1学級以上が維持できる規模が望ましい。
- ③ ただし、長谷小学校については、神河町の状況を考慮すると複式学級を直ちに解消することは困難であるため、他の市町で取り入れられている制度(例えば小規模特認校制度など)を研究・検討することが望ましい。

## 5. 神河町立小学校の校区の考え方

### (1) 国の基準

市町村の教育委員会は、「当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、・・・当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない（学校教育法施行令第5条第2項）」とされています。

※学校教育法施行令第5条第2項（昭和28年政令第340号）

「(就学すべき学校の指定)

市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知（入学期日の通知）において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域が「通学区域」で一般的に「校区」ともいいます。この「通学区域」は法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されております。

また、公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内という基準が法令等で定められています。

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6km以内であること。

ただし、スクールバス等を活用することにより、小学校で4km、中学校で6kmの通学距離を大きく上回る統合事例もあることから、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられています。

### (2) 学校選択制

市町村教育委員会が、学校教育法施行規則第32条第1項に基づいて、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取して就学校を指定する場合を学校選択制といいます。

※学校教育法施行規則第 32 条第 1 項

市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 5 条第 2 項の規定により就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。

この学校選択制について、文部科学省からは、便宜的な分類として主に以下のようなタイプが示されています。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

(3) 神河町立小学校の校区、通学方法・通学時間の状況

神河町立小学校の校区は、「学校教育法施行令第 5 条第 2 項」の規定に基づき「神河町立小中学校通学区域の規則」において定められており、居住する住所により就学する学校が指定されています。

通学方法については「神河町立学校通学費等の支給に関する条例」で定められており、通学距離がおおむね 4 km 以上となる児童については路線バスを利用しての通学に対して町から定期券等が支給されています。徒歩通学をする児童は、登校時については住所地を考慮した登校班を編成することを基本としています。下校時は、学童保育を利用する児童が多いため必ずしも集団での下校とならない状況があります。

このように登・下校の状況は児童によって異なり、通学距離については、国の定める基準である 4 km を超える区がありますが、路線バスの活用により、通学時間については「おおむね 1 時間以内」を満たしています。

## 【審議会での各委員の主な意見】

- 現状の小学校区を基本とする意見
  - ・この審議会の中では「中学校同様に1つの小学校にしてしまおう」という意見は出ていないと認識している。
  - ・それぞれのコミュニティ等の現状を考慮して、旧町に1校は小学校があった方がよい。
  - ・「旧町時の学校の持ち味」を担保しつつ「教育の水準」も担保するということを考えると、「旧町に小学校が1校」という考え方はあると思う。
- 選択的な校区の制度を容認する趣旨の意見
  - ・特定地域選択性については、旧大河内町側の2つの小学校が繋がっているようなイメージを持つ。
  - ・今の地域に住みながら特定地域選択制を活用して違う校区にある学校に通わせたい、という保護者もいる。
  - ・小規模特認校制度は、選択肢を子どもたちの側が持てるという点で共感する。
  - ・例えば長谷小のような学校と、普通の規模の学校は旧町に1校ずつ置いて、保護者がそれぞれのメリットやリスクも考えながらどっちの学校に行かせようか決められるのがいいのかなと考える。
- 選択的な校区の制度の課題に係る発言
  - ・校区の際のところにある家が、学校まで遠いという理由で隣の校区に行くと、その校区の学校の人数が少なくなる、という問題が起きる。
  - ・小規模特認校とか特定地域選択制を導入することで、長谷小に行く子どもが増えるのはいいかな、と思うが、結局全体の人数・パイは変わらなくて、分散するだけになる。集まったパイも、少子化の中ではこれからはどんどん小さくなっていく、ということも踏まえて考えていけないのかな、と感じている。
  - ・学校選択に関して、自由選択制とかブロック選択制は、大きな市であれば望む保護者もあると思うが、神河町の町域を考えればあまり当てはまらず、最初に除外されるもの、という気がする。
  - ・神河町の現状を考えれば住所地の校区の学校に通うというのがベースになってくると思う。
  - ・小規模特認校制度は確かに「複式の解消」というのが1つの目的になっていると考えるが、神河町の出生者数が30人前後という実態を考えたとき、その目的である「複式の解消」が可能なのかどうかということは、かなり不透明だな、という印象を持っている。
  - ・学校選択に関しては、町としての通学サポート、安全の担保が示されないと

判断が難しい。

・他市町の小規模特認校のケースで、市町が通学支援を用意しているというのではない。「保護者負担で通えること」を前提にしているのがほぼ全てのケースなので、公共交通を使つての通学支援の意見は当然出てくると思う。

他の意見は、【別添】審議会での各委員の主な発言 参照

神河町は旧神崎町と旧大河内町が合併して成立しています。少子化の中、合併前後から小学校の統合が進められてきましたが、神河町の地理的条件から、学校の配置は結果として旧神崎町域に1校、旧大河内町域に2校となっています。

神河町は、地域の成り立ちや産業構造等を背景に、都市部と比較してコミュニティのつながりは強く、子どもたちは、概ね区を単位とした地域のコミュニティの中で育てられています。そのため、子どもたちは、住んでいる区の行事や祭礼、子ども会の行事に参加することによって人間関係を取り結んでいくことがほとんどです。小学校の登校班についてもこれらのことに配慮し、通学経路を考慮しながら区の中での一定のまとまりごとに編成されています。

このような中で、神河町全体に選択制の校区を導入した場合、子どもによっては小学校における教育活動を基本にした人間関係と、居住地のある区を基本として展開される人間関係が異なる状況も予想され、その影響についても考慮する必要があります。

また、児童数、学校数の少ない状況で自由選択制やブロック選択制を安易に導入すると、児童の取り合いになり児童数の偏りが大きくなることも予想され、神河町にはなじまないと考えられます。

また、児童数、学校数の少ない状況で自由選択制やブロック選択制を安易に導入すると、児童の取り合いになり児童数の偏りが大きくなることも予想され、神河町にはなじまないと考えられます。

また、長谷小学校については、地域と連携しながら複式学級での教育が展開されており、極めて少人数での教育の課題を指摘する意見もある中で、長谷小学校がある地域での教育を望まれている保護者もおられます。一方で長谷小学校以外の多人数の小学校での教育を望まれている保護者もあり、双方ともに学校選択が可能な制度の検討を求める意見もあるとのこと。

他の市町では、複式学級となっている小規模校については、複式学級の解消をねらいとして同じ市町内どこからでも就学できる特認校制度を導入したり、特定の地域に居住している場合に一定の学校選択ができる特定地域選択制を導入している例があります。

なお、一般的に校区の在り方と通学に係る制度・方法の在り方は大きく関係することから小学校区に関して何らかの見直しを行う場合は、それに伴う通学に

係る制度・方法等の課題についても整理し、他市町の例も参考にしながら検討していく必要があります。

これらを踏まえ、神河町立小学校の校区については、次のように考えることが望ましいと考えます。

#### 提言内容

- ① 神河町においては、小学校については旧町域に少なくとも1校は配置されていることが望ましい。
- ② 小学校の校区は現在の校区を基本に考えることが望ましい。  
ただし、長谷小学校の校区に関しては、現在の校区を基本にしながら、他の市町で実施されている小規模特認校制度や特定地域選択制の導入も視野に入れて検討されることが望ましい。
- ③ 小規模特認校制度を導入する場合は、特認校としての特色づくりを進め、複式学級の解消を目指すことが望ましい。
- ④ なお、小学校区に関する見直しを行う場合は、他市町における通学に係る制度・方法等についても十分に研究し検討することが望ましい。

## 6 神河町立小学校及び中学校における小中連携・接続の考え方

### (1) 小中一貫校

既にある小中学校を組み合わせ、めざす子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成するとともに、それに基づき系統的な教育を行う学校のことをいいます。学校の立地によって、施設一体型、施設分離型、施設隣接型があります。

### (2) 義務教育学校

一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校をいいます。義務教育学校の設置を可能とする改正学校教育法が平成27年6月に成立し、平成28年4月1日に施行されました。学校の立地によって、施設一体型、施設分離型があります。

### 【審議会での各委員の主な意見】

- ・少人数から大人数になるという中学校生活での戸惑いとか気後れ、仲間関係、友達関係のプレッシャーに配慮し、入学後1年生の間は同じクラスにする、という対応をしている。
- ・中学校入学当初は、教員は意識して子どもたちに寄り添って声をかけるなど、波に乗るまで一生懸命頑張り学級を築いていっている。そのような働きかけがあるので、子どもたちは中学校生活のスタートを無事切ることができていると感じている。多少の個人差はあるにせよ、1年生の間に大体馴染んで、しっかりと中学生活が送れるようになってきていると思っている。
- ・中学校の大きな課題の1つに不登校問題がある。誰にでもある中1ギャップを少しでも解消し、小学校と中学校の滑らかな接続ができないか考え、数年前から「教えて先輩アンケート」を工夫して実施している。
- ・小中連携・接続としては、例えば防災教育やふるさと学習、コミュニティ・スクールを生かしたキャリア教育、道徳教育などが教育課程の中でできるのではないかと考えている。
- ・小中学校の職員間の連携、児童生徒の連携がある中での先生同士が関わっていくことが大事になってくるのではないかと考える。
- ・小中一貫教育とか連携に関わっていた時「同じ子どもたちを見ているのだから、小学校と中学校の先生がもっと仲良くなり、お互いもっと協力し合って子どもたちの力を伸ばしていきたい」と考えていた。
- ・小中一貫教育の導入の背景としては、「中1ギャップ」といわれる小中学校間の指導や制度の違いが主とした要因であるとした中学校入学後の不登

校生やいじめの件数増があった。今ではむしろ小学校低学年からの不登校問題、いじめ問題や生徒指導が課題になっている。

- ・小学校と小学校の連携、就学前との連携などの枠組みをうまく使っていけば、もっとより良い教育ができていくと思う。その柱は、やはり「教員の授業力」を小学校と中学校で連携しながらどう高めていくのか、今の課題でいえば、「探究的な学習」や「総合的な学習」をどう充実させていくのかということが、今後求められてくると思う。
- ・神河町は小さな町なので、妊産婦への指導を通して「保健師さんは町民全部を知っている」というぐらいよく関わっている。その意味で、生まれたときから中学校 3 年生まで繋がっているのが神河町の子育てで、地域の特性がうまく中学校に活かされていると感じている。

他の意見は、【別添】審議会での各委員の主な発言 参照

他市町では、少子化に伴う学校統合を進める中で、施設一体型の義務教育学校などを設置している例もあります。しかしながら、神河町においては町域の広さや地形などの地理的状況、地域成立の背景などにより形成されてきたコミュニティの状況などを思慮すると、現段階では直ちに小中一貫校を設置することは難しいと考えられ、この審議会では「5 小学校の校区について」において、「小学校は旧町域に少なくとも1校が望ましい」と提言しています。

神河町の子どもたちは、保育園・所、幼稚園、小学校の時期はそれぞれの保護者の状況や地域により学ぶ場は異なるものの、神河町としての子育て支援が行われていることや中学校が1校であることから、いわば「生まれた時から中学校3年生まで繋がっている」ともいえる環境の中で育っています。

また、小学校が3校、中学校が1校であるため、小学校どおしの連携はもちろん小学校と中学校との連携も比較的行いやすい環境にあります。

そのため、神河町では小学校3校が5年生の自然学校と6年生の修学旅行を連合で実施したり「命の大切さ学び教室」など、一緒に学ぶ取組を行っているほか、長谷小学校と寺前小学校では、さらに全学年での交流学习や学年単位で講演会等を合同で実施されています。小・中学校間でも、小学校6年生が中学校の授業や部活動を体験したり、トライやるウィークにおいて中学生が小学校の運動会を手伝ったりするなどの交流も行われています。

また、町内1校である中学校教育に対する保護者の期待や関心は高く、その充実強く求められています。しかしながら、3校の小学校から1校の中学校に入学することは、子どもたちにとっては学習面のみならず、少人数の集団から多人数の集団になるという生活面や人間関係における大きな環境の変化を経験することになります。そのため、中学校入学当初の子どもたちの中学校生活への適応

については十分配慮する必要があるとの観点から、神河町では中学校入学に当たって、小学校6年生の不安を少しでも軽減するという趣旨で、6年生の質問に中学生が答える形式のアンケートを実施したり、中学校1年時のクラス編成に配慮を行うなど、小中接続の円滑化の工夫がなされています。

こうした小学校と中学校が連携した取組みは、教育活動の充実のみならず小学校と中学校のスムーズな接続やいわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる学習面や生活面の課題の解消による不登校の減少が期待できるという観点からも推進していくことが必要であると考えます。

小中連携・接続を進めるためには、小・中学校教員が義務教育9年間の教育活動を理解した上で、互いの学校の教育課程を理解して指導すること、つまり小学校教員は自らが指導する内容が中学校における学習にどのようなつながっていくのかを理解しながら指導し、中学校教員は小学校における学習の程度を把握した上で各分野の指導をすることが求められます。そのためには、他市町で実施されている小中一貫教育の取組みの成果と課題を研究するとともに、例えば小・中学校教員の合同研修会の機会を設けて意見交換を行い、学力観、授業観を一貫したものとする工夫も効果的と考えます。

さらに、国において検討されている次期学習指導要領に向けた議論・動向を踏まえることも必要であると考えます。現在「主体的・対話的で深い学び」の実装を第一の方向性と位置付け、基礎的・基本的な内容を踏まえつつ探究的な学びの質を高める授業改善を進めていくこと、「他者と関わり協同する力」等を育成しながら「みんな」で「自らの人生を舵取りする力」「民主的で持続可能な社会の創り手」を育成していくことが示されています。

神河町においても今後、学校運営協議会や地域の協力も得ながら、小学校と中学校が連携して子どもたちの人間関係力を育成するとともに「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して「総合的な探究の時間」や各教科で取り組む「探究活動」を中核とした授業改善に取り組むことが必要であると考えます。

この取組を進める中で、例えばふるさと学習や環境学習、防災教育、キャリア教育、道徳教育などにおいて、可能なところから小学校と中学校の教育課程の連携・接続を研究することも必要であると考えます。

これらのことから、神河町における小学校と中学校の連携・接続については以下のとおり提言します。

## 提言内容

- ① 現段階では、「小学校は旧町域に少なくとも1校」を踏まえた小学校と中学校の連携・接続が望ましい。
- ② 小学校と中学校の連携・接続の前提として、幼稚園間の連携・交流、幼稚園と小学校の連携・接続、小学校間での連携・交流の各取組みを工夫し、計画的・継続的に実施することが望ましい。
- ③ 小中連携・接続を進める上では、小中の教員間の意見交換を通じて学力観、授業観を一貫したものとする合同研修会などの機会を設けることが望ましい。
- ④ 神河町においても少子化は一層進むと予測されていることから、他市町における義務教育学校などの小中一貫校の成果と課題について研究し、今後の小中連携・接続の参考にすることが望ましい。
- ⑤ 今後は、地域等の協力も得ながら、小学校と中学校が連携して子どもたちの人間関係力を育成するとともに「探究活動」を中核とした授業改善に取り組むことが望ましい。
- ⑥ また、ふるさと学習や環境学習、防災教育、キャリア教育、道徳教育などにおいて、可能なところから小学校と中学校の教育課程の連携・接続を研究することが望ましい。

## 7 今後の課題

この審議会においては、少子化が進む中で、将来を担う子どもたちのより良い教育環境・学習環境の創造を念頭に置き、各委員がそれぞれの立場で、様々な観点から意見を出し合い、慎重に審議を行いました。

神河町においては、令和7年度からすべての学校に学校運営協議会を設置され、保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら地域全体で子どもたちの成長を支える環境を整えていく取組を進めておられます。

しかしながら、今回の諮問の大きな背景となっている急激な少子化は、学校の

あり方そのものを大きく変化させるものであり、児童生徒や地域住民に対し大きな影響を及ぼします。とりわけ神河町においては、小学校が3校、中学校が1校であることから、それぞれの学校の在り方が相互に及ぼす影響は大きいものがあります。

この審議会においては、神河町の実情を踏まえながら、学校選択制・校区に係る通学方法等の課題、答申期間内でもさらに少子化が進むと予測できる中での課題、さらには国や県における学級編成基準や法令等により補助の基準が定められていることによる制約・課題等についても指摘がありました。

そのため、神河町として町立学校に係る制度・施策について変更や新たな導入を検討される場合は、その効果のみならず課題についても十分整理した上で判断していく必要があると考えます。

公立小・中学校の在り方については、本来、設置者である教育委員会が地域の実情に応じて主体的に考えられるべきものです。神河町教育委員会におかれましては、本答申の趣旨を尊重し、町長部局とも十分調整いただき、よりよい神河町の教育環境の実現に向けて努力されるよう要望します。

神河町 学校教育審議会委員名簿

(委員)

	選出区分	所属等	氏名
1	有識者	兵庫教育大学大学院教授	川上 泰彦
2	〃	元但馬教育事務所長 元播磨西教育事務所副所長	大塚 一也
3	〃	関西福祉大学教授	山口 偉一
4	学校代表	神河中学校長	藤本 悟
5	〃	神崎小学校長兼神崎幼稚園長	岸原 史明
6	〃	寺前小学校長兼寺前幼稚園長	上月 里香
7	〃	長谷小学校長兼長谷幼稚園長	宇那木 仁香
8	教職員	教職員代表(寺前小学校)	難波 隆彦
9	保護者代表	神河中学校PTA会長	桐月 久和
10	〃	神崎小学校PTA会長	青石 美佳
11	〃	寺前小学校PTA副会長	浜野 建介
12	〃	長谷小学校PTA会長	山手 隼平
13	〃	神崎幼稚園PTA会長	藤原 嵩晃
14	〃	大河内連合幼稚園PTA会長	田中 聡
15	地域	神河町区長会長	小林 正一
16	〃	神河町区長会副会長	小林 重喜
17	〃	神河町区長会副会長	太田 雅己
18	〃	神河町区長 (寺前小学校区)	黒田 市朗
19	〃	主任児童委員	森本 浩子
20	〃	主任児童委員	木下 映子
21	〃	神河町立学校 校長経験者	立石 浩

(事務局)

所属・職	氏名
教育長	中野 憲二
教育課長	児島 浩司
教育課副課長	羽岡 幹雄
指導主事	岩城 真介
教育課課長補佐	藤原 美江
教育課係長	安平 りつ子
学校教育指導員	吉岡 正義

## 8 參考資料

---

神河（教委）第 347 号

令和 7 年 10 月 16 日

神河町学校教育審議会会長 様

神河町教育委員会

教育長 中野 憲



神河町立小学校及び中学校の今後の在り方について（諮問）

標記の件につきまして、神河町学校教育審議会設置要綱第 2 条の規定により諮問します。

諮問理由

神河町では、第 4 期かみかわ教育創造プランに示した教育理念「ふるさとを愛し ころ豊かで自立する 神河の人づくり」に基づき、教育環境を整え、学校教育の充実に取り組んでいるところです。

しかしながら、全国的に少子化が進む中、本町においては近年出生者数が急減しており、児童生徒数の減少・学校の小規模化がさらに進むことが予測されています。

このような中、本町の子どもたちにより良い教育環境を提供するためには、どの程度の学校規模で教育を行うのが望ましいのか、またそれを実現するためにはどのような手法が必要なのか、などを検討することが求められています。

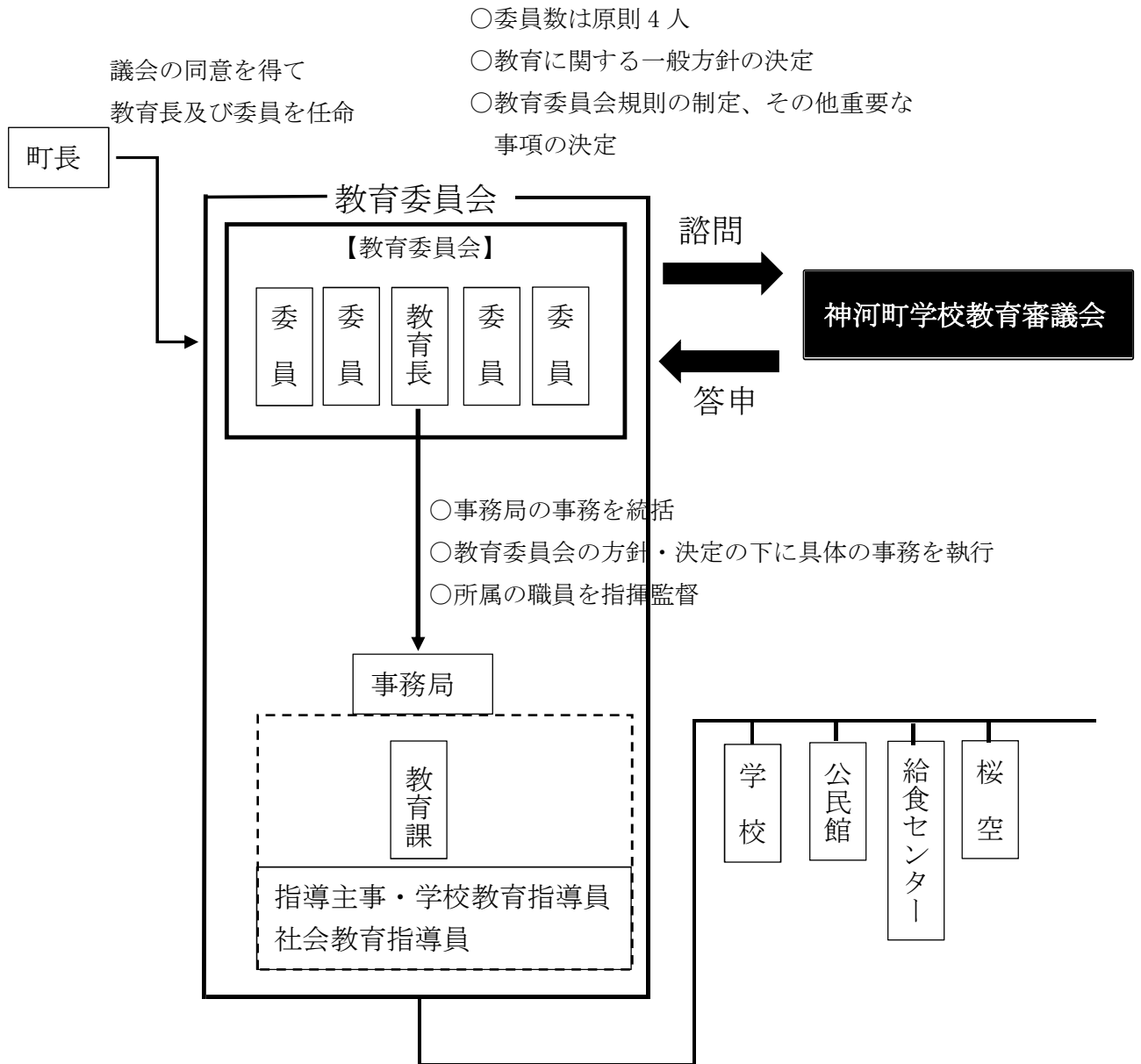
については、下記の項目について幅広い観点からご審議・ご検討の上、本町の実情に即してご提案いただきたく諮問をお願いするものです。

記

- 1 神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、望ましい 1 学級当たりの人数
- 2 神河町立小学校の校区の考え方
- 3 神河町立小学校及び中学校における小中連携・接続の考え方

【審議会の位置づけと今後のスケジュールについて】

【審議会の位置づけ】



【今後のスケジュール】

年	月	内 容
令和7年	10月	第1回 委員委嘱、諮問書交付、今後のスケジュール (1) 神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、 望ましい1学級当たりの人数について
	11月	第2回 (1) 神河町立小学校・中学校の望ましい学級数、 望ましい1学級当たりの人数について (2) 神河町立小学校の校区の考え方
		定例教育委員会、町議会（常任委員会）への中間報告
	12月	第3回 (3) 神河町立小学校及び中学校における 小中連携・接続の考え方
令和8年	1月	第4回 答申素案の検討
	1月～2月 (1か月間)	パブリックコメント
	2月	定例教育委員会、町議会（常任委員会）への中間報告
	3月	第5回 答申書の確定
定例教育委員会、町議会への報告		

## 【神河町の現状を踏まえた趣旨説明】

### 1. 学校数と児童生徒数の変化

昭和40年代、旧神崎町および旧大河内町には計11校（小学校9校、中学校2校）があった。平成17年の合併直前には、越知谷第二小学校と越知谷第一小学校が統合し、10校となった。

平成17年11月に神河町が誕生した後、同年に上小田小学校が寺前小学校へ統合し、平成22年度には神崎中学校と大河内中学校が統合し神河中学校を設立した。さらに、平成23年度には川上小学校が長谷小学校に統合、平成24年度には大山小学校と栗賀小学校が統合し神崎小学校を設立し、同年度中に南小田小学校が寺前小学校へ統合された。令和元年度には越知谷小学校が神崎小学校に統合し、現在では小学校3校、中学校1校の計4校となっている。

児童・生徒数の推移を見ると、昭和40年には小学校の児童数が1,839人、昭和41年には中学校の生徒数が1,044人であった。しかし、その後急激な減少が続き、令和7年度には小学校の児童数が425人、中学校の生徒数が217人と、昭和40年代から合計で2,241人減少している。この傾向は今後も続くと予想する。

### 2. 現状について

#### (1) 学区内児童生徒数（学級数は特支学級は除く）

##### 【小学校区】

	平成17年度（3校）		令和2年（3校）		令和7年度（3校）	
	児童数 （人）	学級数 （学級）	児童数 （人）	学級数 （学級）	児童数 （人）	学級数 （学級）
神崎小学校区	505	24	288	11	259	11
寺前小学校区	271	14	175	7	159	6
長谷小学校区	44	6	22	3	7	2
全 町	820	44	485	21	425	19

##### 【中学校区】

	平成17年度（2校）		令和2年（1校）		令和7年度（1校）	
	生徒数 （人）	学級数 （学級）	生徒数 （人）	学級数 （学級）	生徒数 （人）	学級数 （学級）
神河中学校区	472	16	299	8	217	6

(2) 児童生徒数（カッコは特支学級数）令和7年4月時点

【小学校】

神崎小学校		寺前小学校		長谷小学校	
児童数(人)	学級数(学級)	児童数(人)	学級数(学級)	児童数(人)	学級数(学級)
259	11(2)	159	6(3)	7	2(2)

【中学校】

神河中学校	
生徒数(人)	学級数(学級)
217	6(3)

(3) 通学等

学校名	通学方法	対象地域
神河中学校	バス	新田区・作畑区・大畑区・越知区・岩屋区・根宇野区・山田区・杉区・大山区・猪篠区・南小田区・上小田区・川上区・大川原区・本村区・赤田区・重行区・為信区・峠区・栗区・湍区在住のバス通学生 通学方法を選択できる区域に在住でバス通学を認められた生徒
	自転車	福本区(通学方法を選択できる区域を除く。)・貝野区・しんこうタウン区・寺野区・加納区・東柏尾区・新野区・野村区・大河区・高朝田区・宮野区在住の自転車通学生徒 柏尾区・比延区・鍛冶区在住で自転車通学を認められた生徒 通学方法を選択できる区域に在住で自転車通学を認められた生徒
		越知区・福本区・猪篠区・栗区・湍区在住でバス停留所まで自転車通学を認められた生徒
		徒歩
	神崎小学校 神崎幼稚園	バス
徒歩		上記のバス通学以外の児童・園児
寺前小学校 寺前幼稚園	バス	南小田区・上小田区在住の児童・園児
	徒歩	上記のバス通学以外の児童・園児
長谷小学校 長谷幼稚園	バス	川上区在住の児童・園児
	徒歩	上記のバス通学以外の児童・園児徒
町内小学校	バス	バス通学が認められた区以外に在住の通学距離がおおむね4キロメートル以上で、バス通学を認められた児童・園児

神河町では、これまでの統合の経緯により上記の通学方法とし、バス定期補助及び自転車購入費補助を実施している。(神河町立学校通学費等の支給に関する条例平成23年12月28日条例第26号)

学校規模	過小規模校	小規模校	適正規模校
	複式学級を編成している	クラス替えができない単学級の学年が1つ以上ある	すべての学年で複数の学級がある
中学校	1～2	3～5	6～11
			神河中学校
小学校	1～5	6～11	12～18
	長谷小学校	寺前小学校 神崎小学校	

**【参考】**

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（1958年（昭和33年）6月）  
（適正な学校規模の条件）

第4条 法第3条第1項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校にあってはおおむね6km以内であること。

### 3. 小中連携・小中接続について

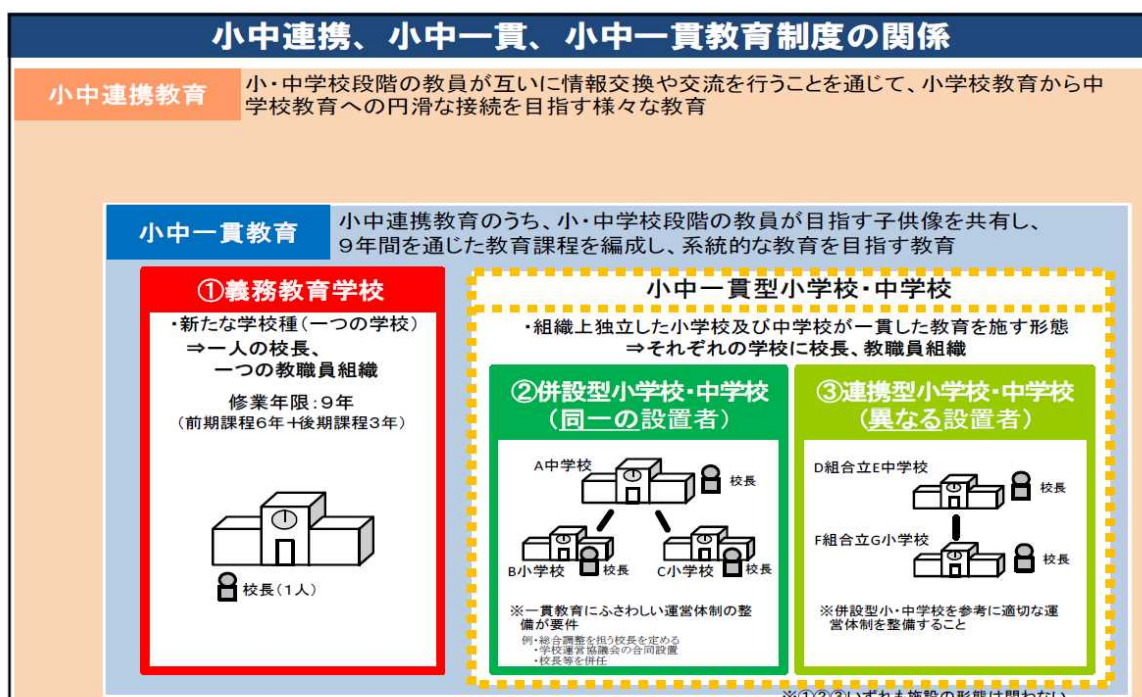
#### 義務教育学校方式

小学校と中学校の義務教育9年間を一体的に行う単一の学校

#### 小中一貫型小学校・中学校方式

既存の小学校と中学校が連携して、9年間の一貫教育を行う方式

- ・施設一体型：同一の校舎に小学校と中学校が入る形
- ・施設隣接型：校舎が隣接する敷地に別々に存在する
- ・施設分離型：校舎が離れた場所にあり、連携して教育を行う



「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

(文部科学省 平成27年1月27日) 抜粋

○小中学校の学校規模（学級数）の標準

「小中学校ともに、12学級以上18学級以下を標準」

※学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

「第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」

○学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の目安

(小学校の場合)

学級数	規模の特徴	検討の要否
1～5	複式学級が存在する規模	学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
6	クラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、児童数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要。
7～8	全学年ではクラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境の在り方の検討が必要。今後の児童数の予測も踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級に準じて速やかな検討が必要。
9～11	半分以上の学年でクラス替えができる規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児童数予測等を加味して今後の教育環境の在り方の検討が必要。

○ 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

### ○特に複式学級となる場合

直接指導と間接指導を組み合わせて、複数学年を教員が行き来しながら指導する必要がある場合が多いことから、以下のような課題も生じ得ることが指摘。

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

### ○一般に各学年で複数の学級を編制できる場合は、クラス替えが可能になることの影響も含め、

- ① 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる  
といった利点がある。

### ○教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

また、小・中学校共通して、学級数が少なくなるに従い、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる恐れがあることに留意が必要。

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

### ○学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい

- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

**○ 一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われている**

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、I C T機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

**○望ましい学級数の考え方**

- ①こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となる。
- ②また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられる。

**<参考：学校選択制>**

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

## 複式学級について

となりあう2つの学年の 児童の合計人数	1年生を含むとき	8人以下
	2年生～6年生	14人以下

## 例) 1、2年生の場合



1年生4人 + 2年生4人 = 8人

8人以下のため 複式学級になる



1年生5人 + 2年生4人 = 9人

9人以上のため 複式学級にならない

## 例) 3、4年生の場合



3年生6人 + 4年生8人 = 14人

14人以下のため 複式学級になる



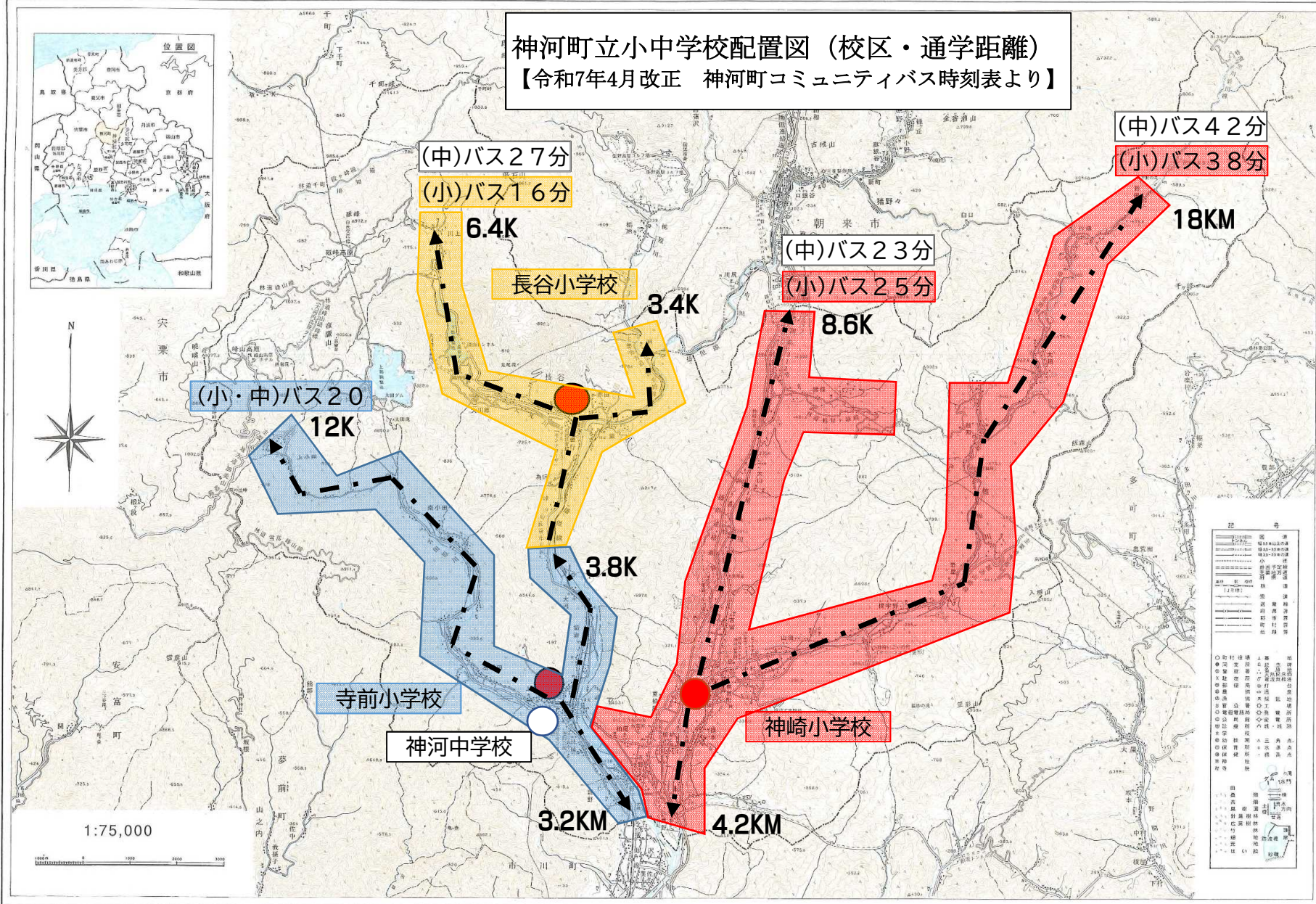
3年生8人 + 4年生7人 = 15人

15人以上のため 複式学級にならない

神河町校區別詳細図（区表）



### 神河町立小中学校配置図（校区・通学距離） 【令和7年4月改正 神河町コミュニティバス時刻表より】



【資料④】

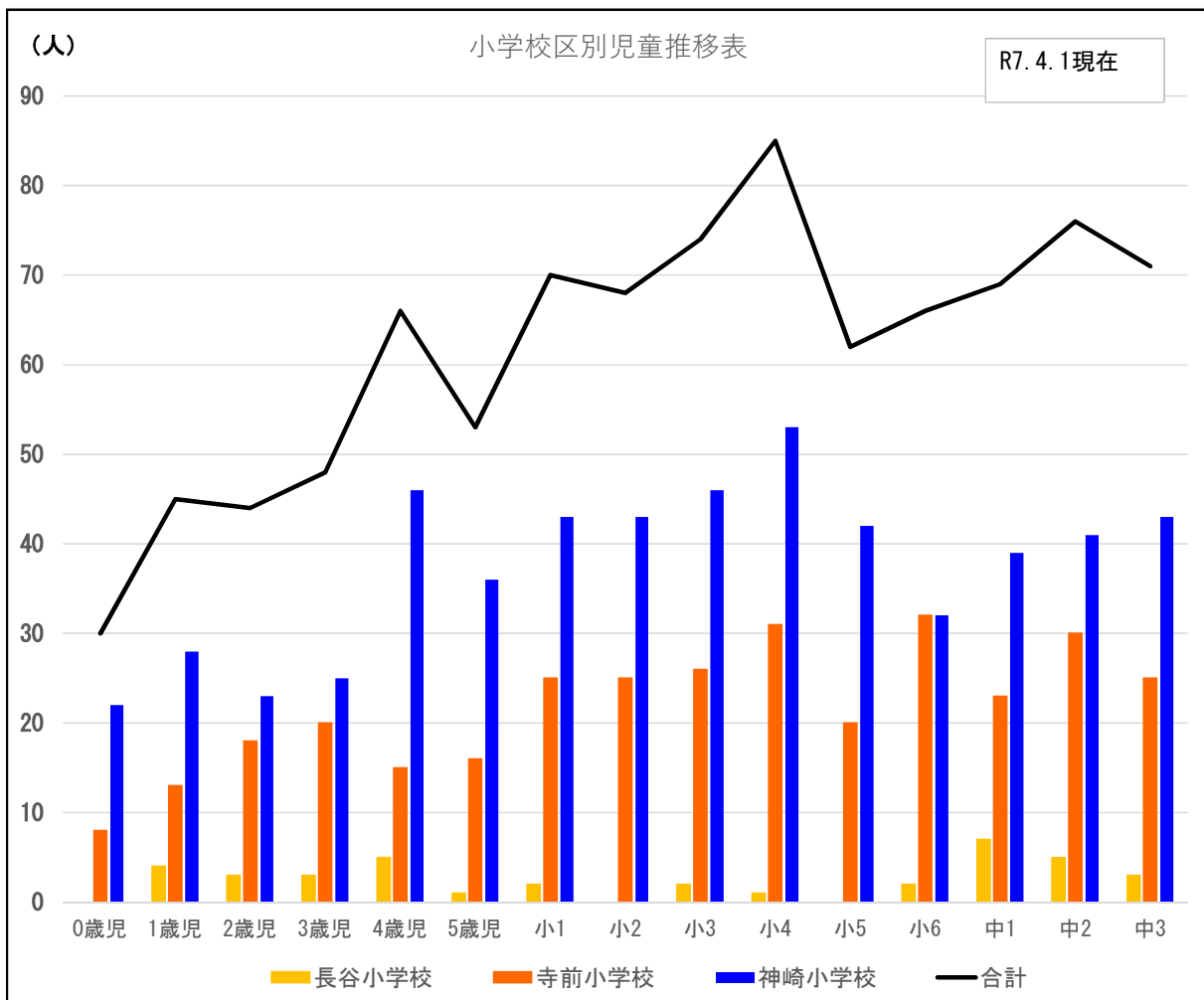
この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の5万分1地形図を複製したものである。（承諾番号T1705740126号）

社団法人 国土院 TEL 03-6708-0011 5706

小学校区別児童生徒数の年齢分布

令和7年4月1日現在

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	就学前計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小学校区計	中1	中2	中3	小学校区別中学校計
神崎小学校区	22	28	23	25	46	36	180	43	43	46	53	42	32	259	40	41	43	124
寺前小学校区	8	13	18	20	15	16	90	25	25	26	31	20	32	159	23	30	25	78
長谷小学校区	0	4	3	3	5	1	16	2	0	2	1	0	2	7	7	5	3	15
合計	30	45	44	48	66	53	286	70	68	74	85	62	66	425	70	76	71	217



## 小学校児童数の推移

## 【小学校】

	統合年度	昭和30年	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	令和2年	令和5年	令和6年	令和7年
越知谷第一小学校	平成16年度末	265	233	166	91	83	—	—	—	—	—
越知谷第二小学校	平成16年度末	95	75	68	29	25	—	—	—	—	—
越知谷小学校	令和元年度末						71	—	—	—	—
大山小学校	平成24年度末	352	250	141	128	142	82	—	—	—	—
栗賀小学校	平成24年度末	734	519	448	543	412	352	—	—	—	—
<b>神崎小学校</b>								288	258	254	259
上小田小学校	平成17年度末	84	68	35	25	18	10	—	—	—	—
南小田小学校	平成24年度末	126 (S31数値)	82	65	36	34	29	—	—	—	—
<b>寺前小学校</b>		479	398	349	326	238	232	175	158	150	159
川上小学校	平成23年度末	70	71	29	22	42	8	—	—	—	—
<b>長谷小学校</b>		202	143	84	87	72	36	22	15	10	7
<b>合 計</b>		2,407	1,839	1,385	1,287	1,066	820	485	431	414	425

## 【中学校】

	統合年度		昭和41年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	令和2年	令和5年	令和6年	令和7年
神崎中学校	平成22年度		605	436	355	321	306	—	—	—	—
大河内中学校	平成22年度		439	271	248	235	166	—	—	—	—
<b>神河中学校</b>								299	267	258	217
<b>合 計</b>			1,044	707	603	556	472	299	267	258	217

## 令和7年度 神河町児童生徒数

令和7年9月1日現在

小 学 校									
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	合 計
神崎小学校	男	16	22	24	32	20	15	8	129
	女	27	21	22	21	22	17	6	130
	計	43	43	46	53	42	32	14	259
	学級数	②	②	②	②	②	①	②	13
寺前小学校	男	9	15	11	14	14	23	12	86
	女	16	10	15	17	6	9	2	73
	計	25	25	26	31	20	32	14	159
	学級数	①	①	①	①	①	①	③	9
長谷小学校	男	2		1	1		1	3	5
	女			1			1		2
	計	2		2	1		2	3	7
	学級数	①			①			②	4
児童・園児数合計		70	68	74	85	62	66	31	425

中 学 校											
		1年	2年	3年	特支			合 計	児童生徒数の比較		
神河中学校	男	33	39	41	9			113		R6	R7
	女	37	37	30	5			104			
	計	70	76	71	14			217	児童数	419	425
	学級数	②	②	②	③			9	生徒数	258	217
小・中合計								642	合 計	677	642

令和7年度全国学力・学習状況調査

# 報告書

児童生徒一人ひとりの学力・学習状況に応じた学習指導の改善・充実に向けて

神河町教育委員会

本調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを目的としている。なお、本調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面である。

## ◆ 調査内容

- ア 教科に関する調査(小学校:国語、算数、理科 中学校:国語、数学、理科)
- イ 生活習慣や学習環境等に関する質問調査

## ◆ 神河町の状況

教科に関する調査の状況

学 年	教 科	神 河 町
小学校 6 年生	国 語	ほぼ同程度
	算 数	やや下回っている
	理 科	ほぼ同程度
中学校 3 年生	国 語	ほぼ同程度
	数 学	ほぼ同程度

## ◆ 結果の分析

【学力調査について】

※全国の調査結果と比べて差が大きかったり、無回答率が高かったりした学習内容

### (1) 小学校 国語

- ・ 目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりするなど、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫すること。
- ・ 目的に応じて、文章と図表などを結びつけるなどして必要な情報を見つけること

### (2) 小学校 算数

- ・ 分数の加法について、共通する単位分数を見だし、加法と被加数が、共通する単位分数の幾つ分かを数や言葉を用いて記述できること

### (3) 小学校 理科

- ・ 赤玉土の粒の大きさによる水のしみこみ方の違いについて、結果を基に結論を導いた理由を表現すること
- ・ レタスの種子の発芽条件について、差異点や共通点を基に、新たな問題を見だし、表現すること

### (3) 中学校 国語

- ・ 文章の構成や展開について、根拠を明確にして考えることができること
- ・ 読み手の立場にたって、語句の用法、叙述の仕方などを確かめて、文章を整えることができること

### (4) 中学校 数学

- ・ 式の意味を読み取り、成り立つ事柄を見だし、数学的な表現を持って説明することができること
- ・ 目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取ったりして、事柄が成り立つ理由を説明することができること

### (5) 中学校 理科

中学校理科は、今回初めてオンラインで出題・解答する方式(CBT)が実施され、今回の結果は次回以降の結果の基準となる。学習指導要領に基づき、日常生活上の問題を見だし、適切な問いを設定して課題を解決することに主眼を置いた探究的な問題が多かった。

## 【生活習慣等について】

### ・主体的な学び

授業では、児童生徒が課題の解決に向けて、自分で考え、自分から進んで取り組むことができていると肯定的に回答した児童生徒の割合は約7割であり、全国より少し低い傾向にある。

### ・対話的な学び 深い学び

学級の友だちとの間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができていると肯定的に回答した小6の割合は約8割で全国と同傾向であり、中3では9割を超え全国より高い傾向にある。

### ・学校生活について

学校に行くのは楽しいと肯定的に回答した小6は約7割で全国(約9割)を下回っているが、中3は9割を超え全国を上回っている。

### ・ICT機器を活用した学習状況

ICT機器を活用する自信がある児童生徒については、文書を作成する、情報を収集する・整理する、プレゼンテーションを作成するという項目について、小6の割合が低く中3の割合が高い傾向にある。また、文章を作成する、情報を収集する、プレゼンテーション作成するについては、約7割から約9割近い児童生徒が自信があると答えているが、情報を整理することに課題がみられる。

## ◆ 今後の対応

課題の見られた設問について詳細に分析を行い、課題の解消および「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組む。そして、無回答率を下げるために、書く問題では最後まで解答を書こうと努力する力を付けたり、「かみかわトレーニング」の工夫や改善を行い記述式の問題で「書く」ことへの抵抗感を減らしたりする。また、家庭学習への取組を強化するためにも量や質の充実に努めるとともに、スマホなどの使い方も見直していく。

児童生徒の自己有用感を高めるため、冬の自然体験や兵庫型「体験教育」の充実や兵庫版「キャリア・パスポート」等を活用したキャリア教育の更なる充実に図り、「カーミン読書」や「ふるさと学習」などを引き続き推進して豊かな心の教育を充実させていく。

## 小規模特認校・特定地域選択制について

小規模特認校制とは

特認校制 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域関係なく、当該市町村のどこからでも就学を認めるもの

## 1 小規模特認校制度とは

小規模特認校制度は、文部科学省による「通学区域制度の弾力的運用について（通知）」（平成9年1月27日付け文初小第78号文部省初等中等教育局長通知）以降に導入された「学校選択制」の一つである「特認校制」のうち「小規模校」において取り入れられている制度です。

**メリット****きめ細やかな指導**

少人数なので、児童生徒一人ひとりに教員の目が行き届きやすく、個々の習熟度や個性に合わせた丁寧な指導が期待できます。

**特色ある教育活動**

自然豊かな環境を活用した体験学習など、学校独自のカリキュラムが充実していることが多いです。

**豊かな人間関係**

学年や先生、地域の人々との交流が密になり、縦割り活動などを通じて多様な年齢の人と深く関わる経験ができます。

**学校や地域の活性化**

通学区域外からの児童生徒が増えることで、児童生徒数の減少に歯止めをかけ、学校や地域の活気を取り戻すことができます。

**学び直しや再スタートの機会**

少人数の温かい環境が、不登校傾向にある児童生徒にとって、人間関係を再構築し、学校生活に再挑戦するきっかけとなることがあります

**デメリット****人間関係の固定化**

クラス替えがないため、児童生徒同士の間人間関係が固定化しやすく、トラブルが起きた際に解決が難しくなる場合があります。

**競争心の不足**

集団の人数が少ないため、運動会や授業などで切磋琢磨する機会が少なく、競争心が育ちにくい側面があります。

### **中学校進学後の適応**

少人数の環境から、大人数の学校に進学した際に戸惑いや気後れを感じ、適応に困難を来す可能性があります。

### **教員の負担増加**

教員数が少ないため、一人が複数の校務を兼務したり、複式学級を担当したりする負担が大きくなる場合があります。

### **保護者の負担**

通学区域が広範囲になるため、保護者の送迎や通学手段の確保が負担となる場合があります。

### **学区内の友人関係の希薄化**

学区外から通学する児童生徒は、地域の同級生との交流が少なくなるため、住んでいる地域での友人関係が築きにくくなります。

兵庫県下の状況

神戸市（2校）

六甲山小学校（49人制度利用）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	11人	12人	7人	12人	9人	13人	64人

藍那小学校北区46人（全員校区外児童）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	8人	6人	7人	11人	7人	7人	46人

宝塚市（小学校1校・中学校1校）

西谷小学校（1名制度利用）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	3人	5人	4人	5人	5人	5人	27人

三田市（1校）

母子小学校（9名制度利用）（完全複式学級）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	1人	0人	3人	2人	4人	1人	11人

姫路市立（2校）

筋野小学校（34名制度利用）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	6人	5人	16人	6人	11人	13人	57人

安富北小学校（7名制度利用）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	2人	3人	3人	5人	6人	4人	23人

西脇市（1校）

双葉小学校（11名制度利用）（完全複式学級）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	7人	2人	4人	7人	3人	7人	30人

豊岡市（1校）

八代小学校（1名制度利用）（完全複式学級）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	1人	1人	3人	2人	2人	2人	11人

養父市（1校）

建屋小学校（20名制度利用）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	9人	9人	10人	10人	6人	7人	51人

猪名川町（2校）

揚津小学校（6名制度利用）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	7人	3人	6人	3人	14人	13人	46人

大島小学校（1名制度利用）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	全校児童
在校生	4人	9人	8人	7人	6人	4人	38人

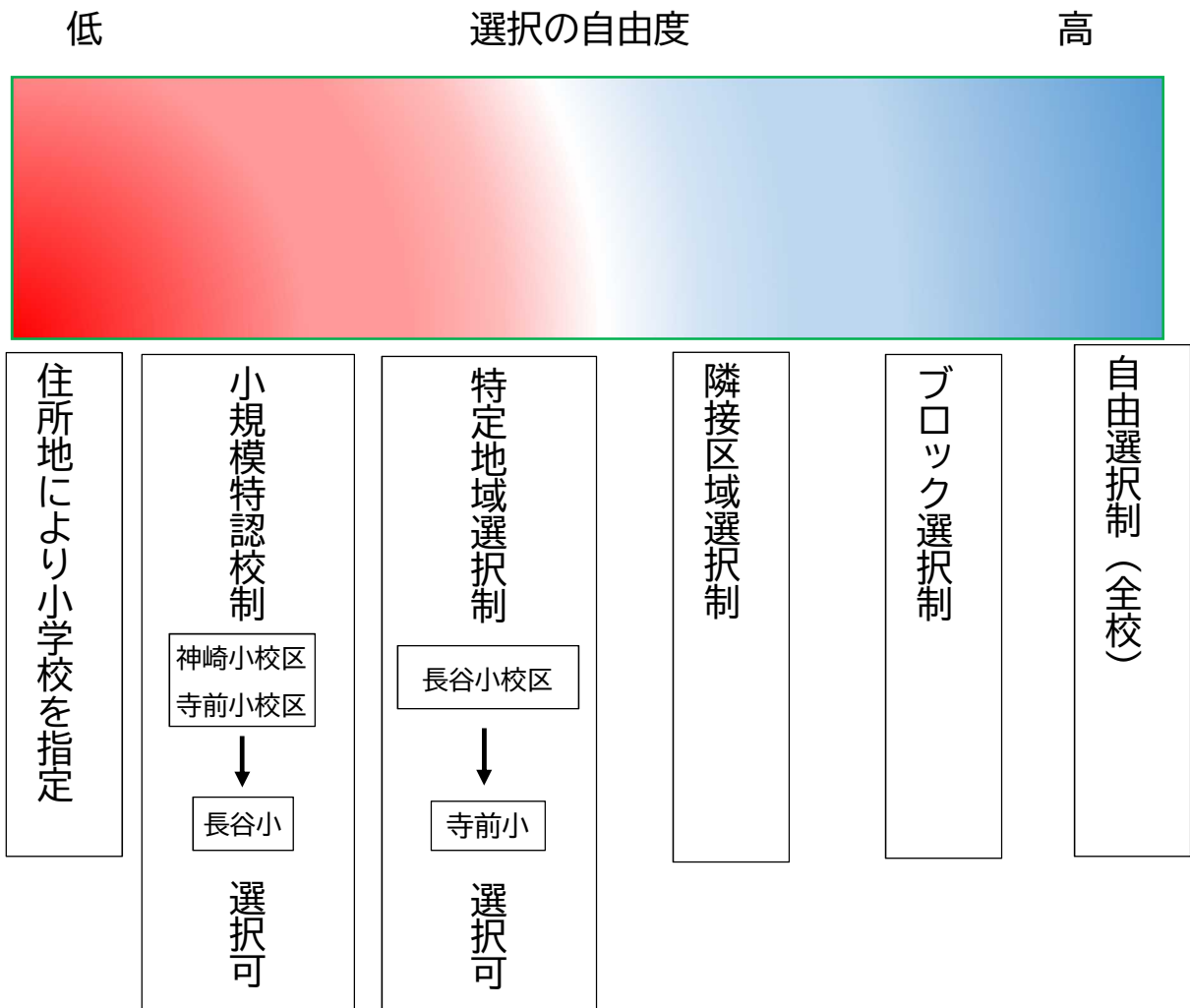
特定地域選択制とは

従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

猪名川町（中学校 1 校）

地域	指定校	選択校
猪名川中学校区	猪名川中学校	清陵中学校

(学校選択制のイメージ図)



自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの